

瀬戸市告示第101号

昭和56年瀬戸市告示第38号（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成27年7月1日から施行する。

平成27年6月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
区分	金融機関の名称	区分	金融機関の名称
指定金融機関	<u>瀬戸信用金庫</u>	指定金融機関	<u>株式会社三菱東京UFJ銀行</u>
指定代理金融機関	<u>株式会社三菱東京UFJ銀行</u>	指定代理金融機関	<u>瀬戸信用金庫</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>